

人事訴訟事件の概況

—平成27年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成27年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の人事訴訟事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

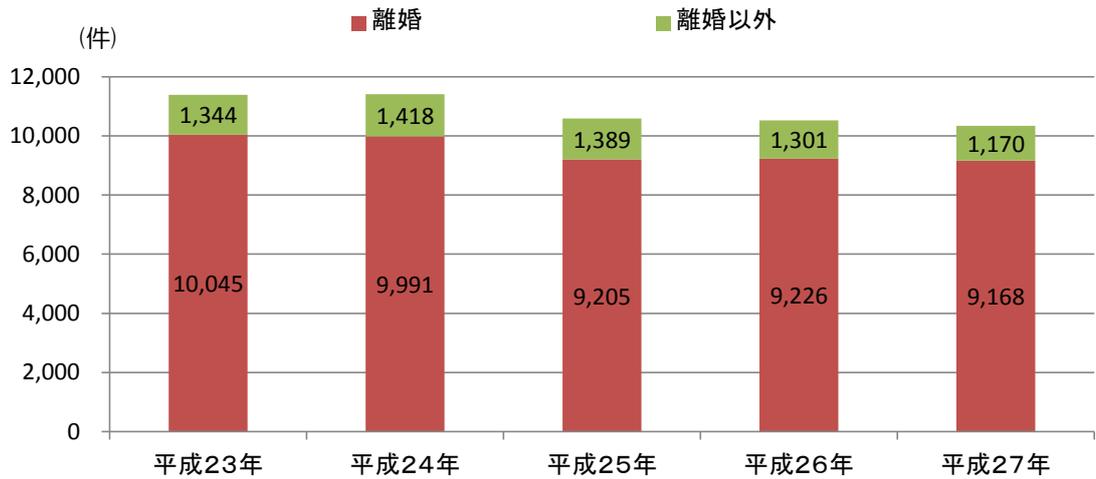
(注) 本資料において、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。

目 次

1	新受事件について	1
2	既済事件について	2
3	附帯処分の申立て等の状況について	3
4	終局区分別件数について	4
5	平均審理期間について	4
6	家庭裁判所調査官の関与状況について	5
7	参与員の関与状況について	6
	(参考) その他の数値について	7
	(1) 涉外離婚訴訟事件の新受件数について	
	(2) 人事訴訟事件における合議事件数の推移	

1 新受事件について

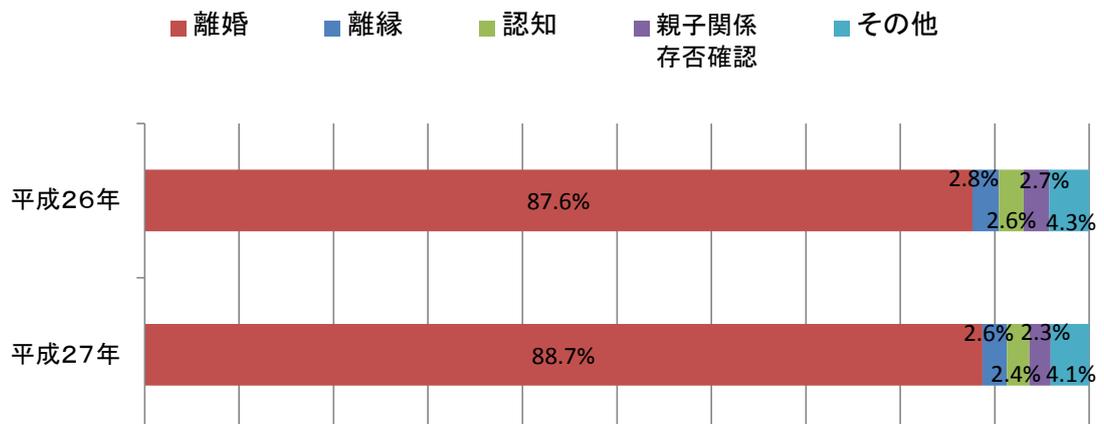
○新受件数の推移（平成23年から平成27年まで）



○新受件数一覧（平成23年から平成27年まで）

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
平成23年	11,389	10,045	303	252	279	510
平成24年	11,409	9,991	301	272	309	536
平成25年	10,594	9,205	336	259	301	493
平成26年	10,527	9,226	294	276	283	448
平成27年	10,338	9,168	269	247	233	421

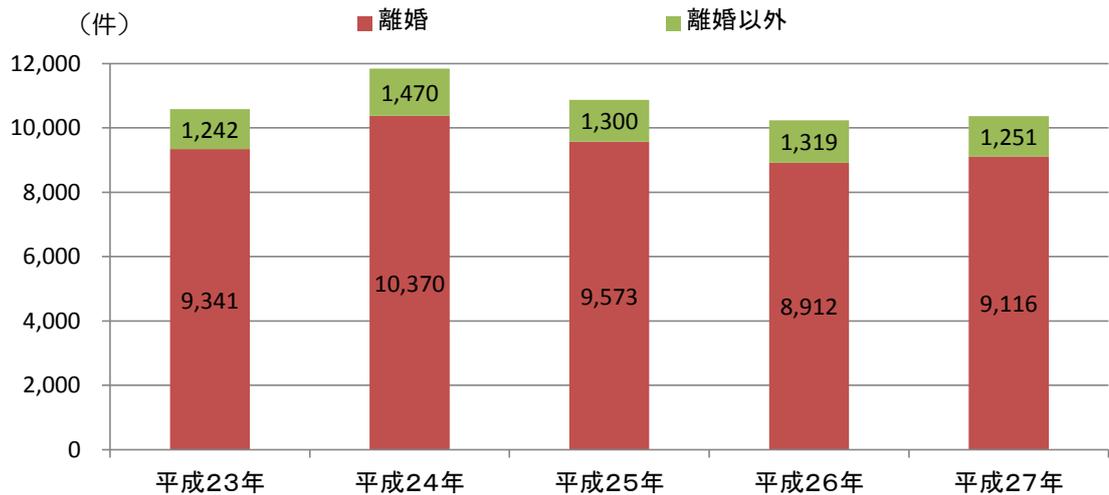
○新受事件の割合（平成26年・平成27年）



※ 「その他」には、婚姻の無効、同取消し、婚姻関係の存否の確認、養子縁組の無効、同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

2 既済事件について

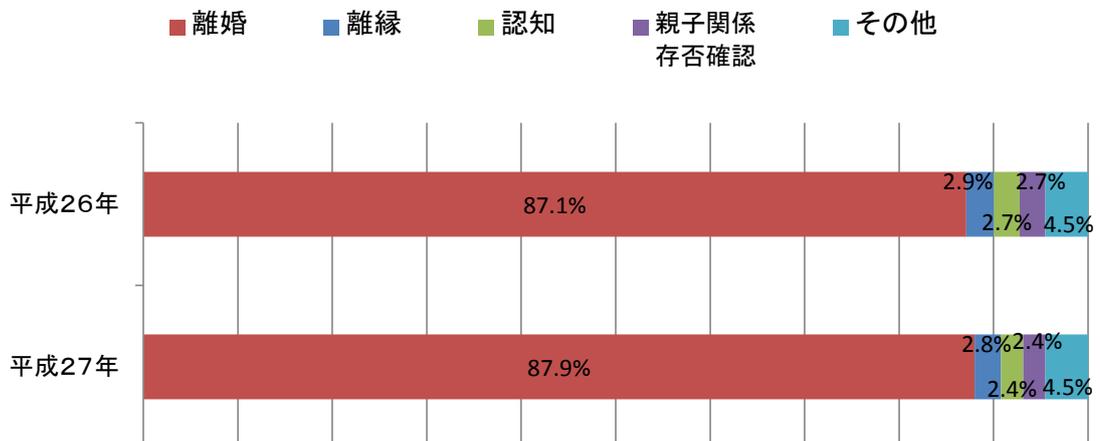
○既済件数の推移（平成23年から平成27年まで）



○既済件数一覧（平成23年から平成27年まで）

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
平成23年	10,583	9,341	267	264	271	440
平成24年	11,840	10,370	333	279	321	537
平成25年	10,873	9,573	290	242	278	490
平成26年	10,231	8,912	300	278	278	463
平成27年	10,367	9,116	286	250	244	471

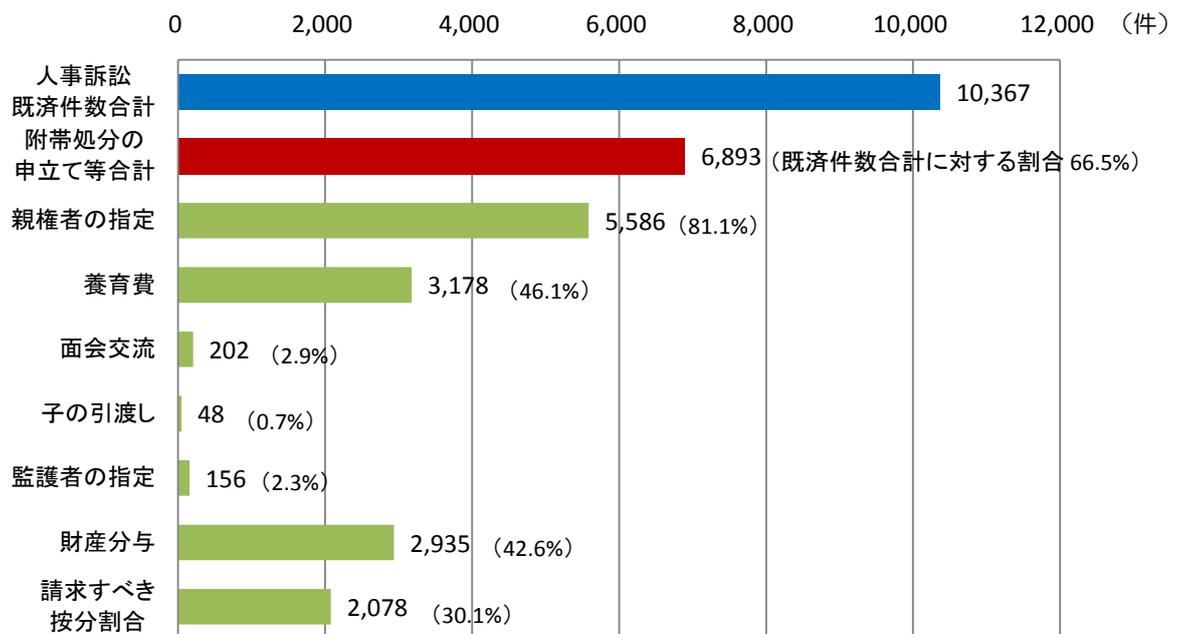
○既済事件の割合（平成26年・平成27年）



※ 「その他」には、婚姻の無効、同取消し、婚姻関係の存否の確認、養子縁組の無効、同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

3 附帯処分の申立て等の状況について

○附帯処分の申立て等の状況（平成27年）



※ 各附帯処分の申立て等の()内は、附帯処分の申立て等合計との比率を表している。

○附帯処分の申立て等の状況一覧（平成23年から平成27年まで）

	附帯処分の申立て等の件数							
	合 計	親権者の 指定	養育費	面会交流	子の引渡し	監護者の 指定	財産分与	請求すべき 按分割合
平成23年	7,097	5,930	3,291	95	70	102	2,716	1,767
平成24年	7,919	6,596	3,680	153	68	211	3,076	1,995
平成25年	7,204	5,986	3,283	123	48	182	2,889	1,963
平成26年	6,696	5,544	3,069	109	54	202	2,675	1,818
平成27年	6,893	5,586	3,178	202	48	156	2,935	2,078

※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

※ 人事訴訟事件1件について、複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、各附帯処分の申立て等の数を足しても、合計とは一致しない。

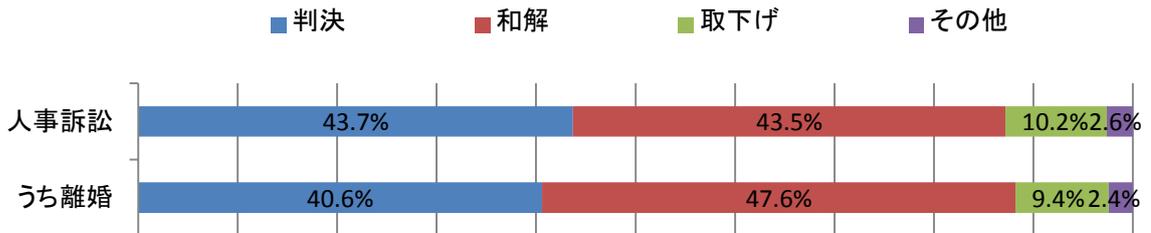
※ 附帯処分の申立て等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分の申立てがあった場合及び終局時に親権者の指定（民法819条2項）をすべき子がいた場合をいう。

4 終局区分別件数について

○終局区分一覧（平成27年）

	既済件数 合計	判決			和解	取下げ	その他	
		合計	うち認容	うち棄却				うち却下
人事訴訟	10,367	4,532 43.7%	4,023 38.8%	472 4.6%	30 0.3%	4,506 43.5%	1,055 10.2%	274 2.6%
うち離婚	9,116	3,700 40.6%	3,332 36.6%	354 3.9%	8 0.1%	4,338 47.6%	857 9.4%	221 2.4%

○終局区分割合（平成27年）

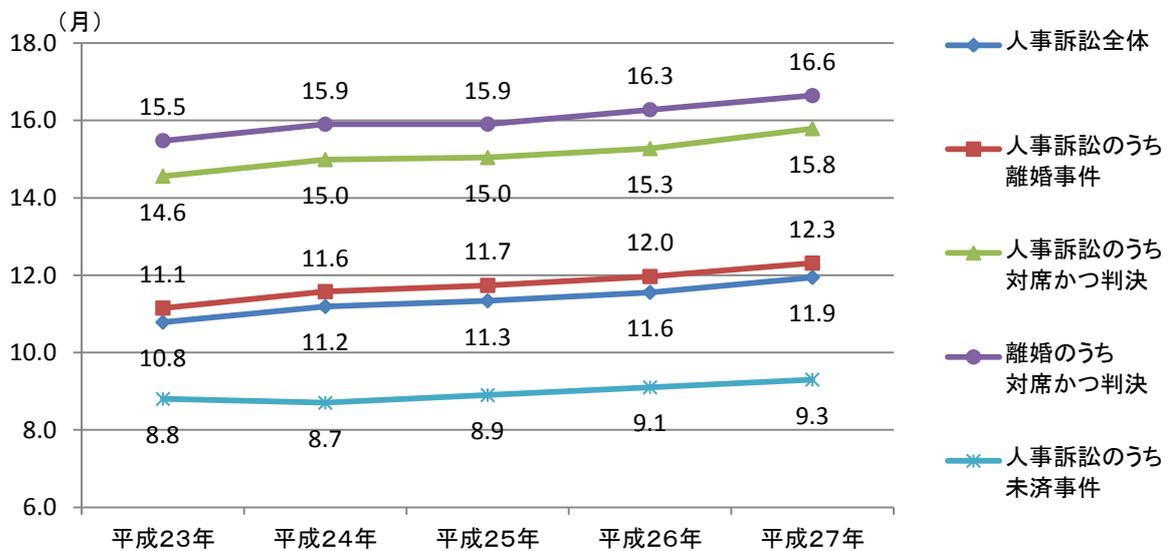


※ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。

※ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事事件手続法276条1項参照）。

5 平均審理期間について

○平均審理期間の推移（平成23年から平成27年まで）

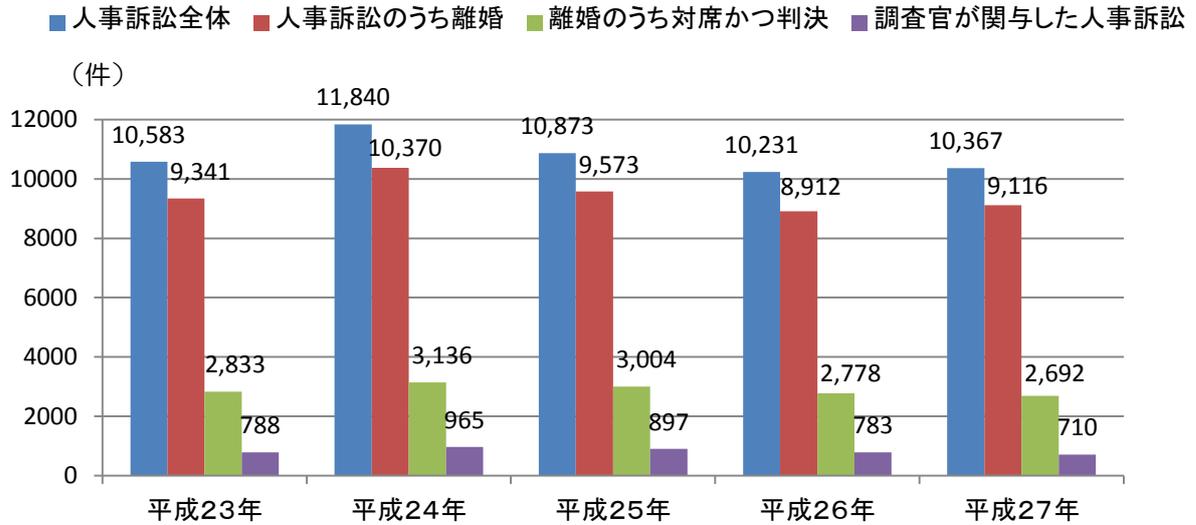


※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

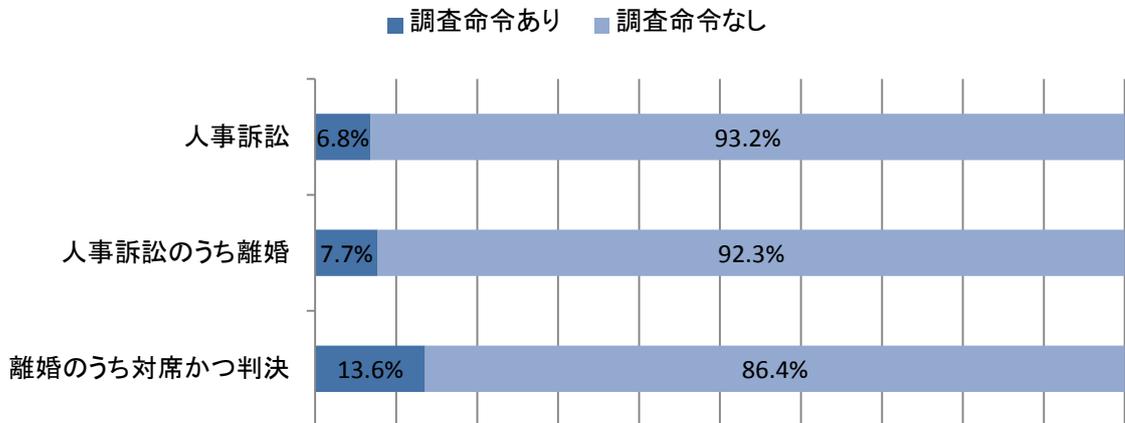
※ 人事訴訟事件のうち未済事件の平均審理期間は、各年の12月31日現在の未済事件を対象としている（なお、平成27年12月31日現在の未済件数は、9,736件である。）。その他の平均審理期間については、既済事件を対象としている。

6 家庭裁判所調査官の関与状況について（注）

○調査官が関与した事件の推移（平成23年から平成27年まで）



○調査官に対する調査命令の有無別割合（平成27年）



○調査官が関与した事件数一覧（平成23年から平成27年まで）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
調査官が関与した人事訴訟	788	965	897	783	710
うち離婚	779	962	893	772	706
うち対席かつ判決	418	458	428	446	366

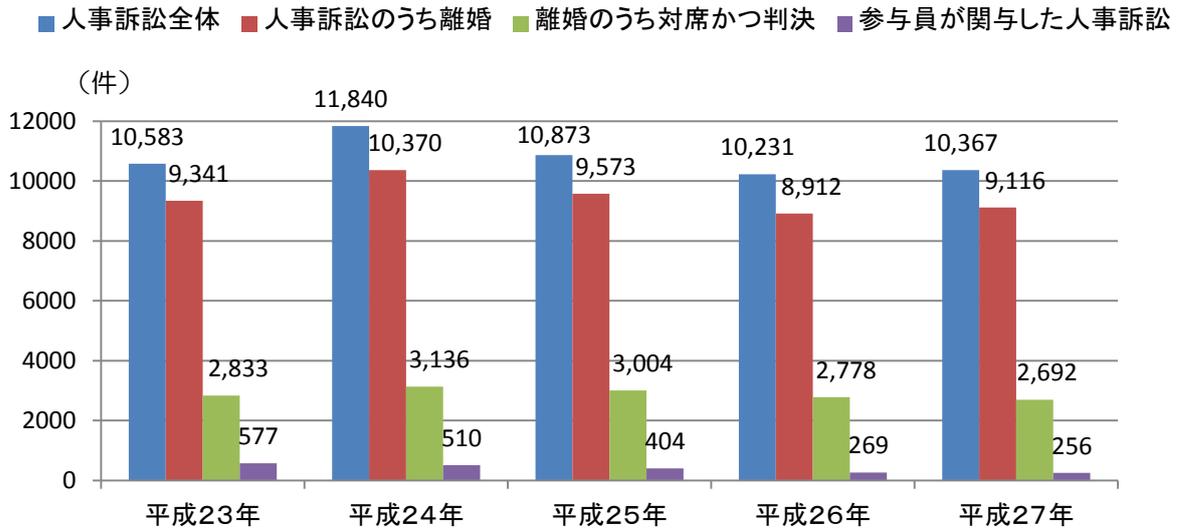
※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

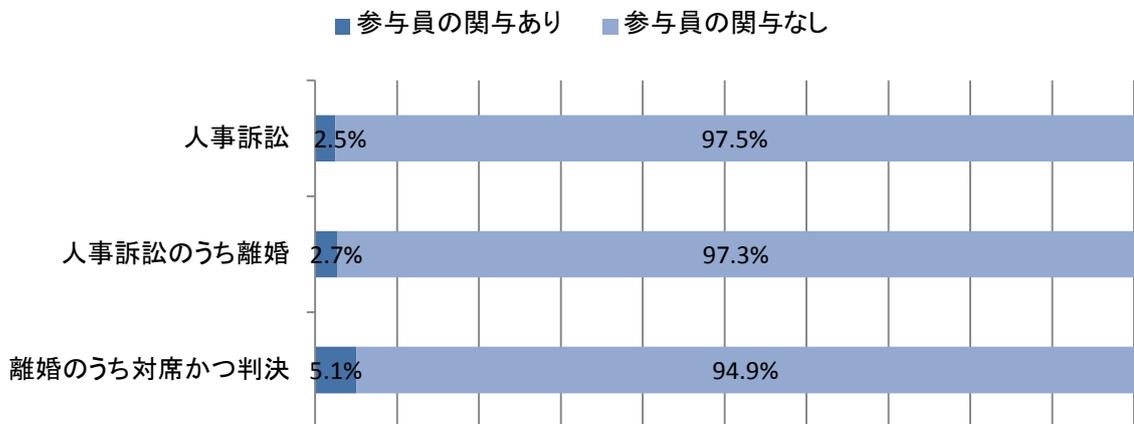
（注） 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条）。

7 参与員の関与状況について（注）

○参与員が関与した事件の推移（平成23年から平成27年まで）



○参与員の関与の有無別割合（平成27年）



○参与員が関与した事件数一覧（平成23年から平成27年まで）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
参与員が関与した 人事訴訟	577	510	404	269	256
うち離婚	557	481	386	253	248
うち対席かつ判決	384	327	241	167	136

※ 上表及び図は、いずれも各年の既済事件のものである。

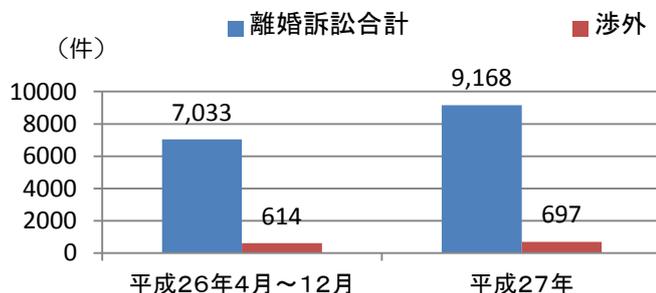
※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

（注） 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせて、事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法9条1項）。

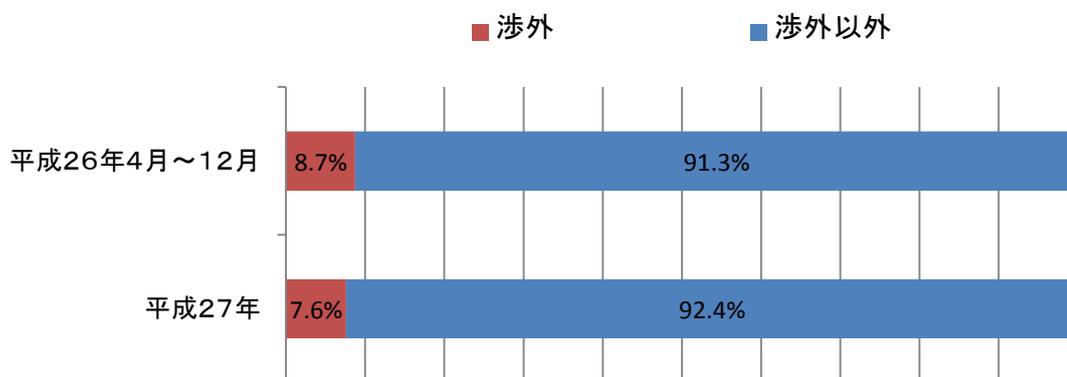
(参考) その他の数値について

(1) 渉外離婚訴訟事件の新受件数について

○離婚訴訟における渉外事件数（平成26年4月から平成27年まで）



○離婚訴訟事件における渉外事件の割合（平成26年4月から平成27年まで）

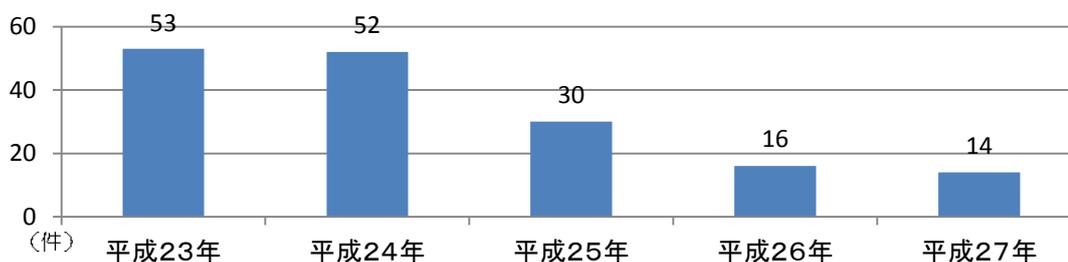


※ 上図における渉外離婚訴訟事件とは、当事者の全部又は一部が外国人である離婚訴訟事件をいう。

※ 本数値は、当局の実情調査の結果に基づく概数であり、平成26年4月から計上している。

(2) 人事訴訟事件における合議事件数の推移

○合議事件数の推移（平成23年から平成27年まで）



※ 上図は、各年の既済事件のものである。